

公益財団法人 JAC 環境動物保護財団
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 JAC 環境動物保護財団（以下「この法人」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する、旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給しない。

(費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については実費相当額をその請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、

別に定めるものとする。

附則

この規程は、2022年4月8日より施行する。

(2022年4月8日評議員会議決)